

船橋市 ICT コンサルティング業務委託プロポーザル参加資格(案)

船橋市 ICT コンサルティング業務委託プロポーザル参加資格を有する者は、次の全ての要件に該当する者とする。なお、当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失う。

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の基準を満たす認証 (JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001)、又はプライバシーマークの認証 (JIS Q 15001) を取得していること。
- (5) 令和 2 年 4 月 1 日以降に、政府機関¹における、「デジタル社会推進標準ガイドライン群」²に基づく、政府情報システムに関する ICT コンサルティング実績を有すること。なお、府省共通の業務・システムに関するものか、個別府省の業務・システムに関するものかは問わない。
- (6) 人口20万人以上³の地方公共団体において、令和 2 年 4 月 1 日以降に次に掲げる全ての業務受託実績を複数有すること。
 - ① 情報システムに関する予算要求の検証に係るコンサルティング業務⁴
 - ② 情報セキュリティ強化に係るコンサルティング業務
- (7) 本業務委託の業務責任者として、人口20万人以上の地方公共団体において、(6)①②のいずれかの業務に業務責任者(管理者)として従事した経験を通算で3回以上有する者を従事させられること。
- (8) 本業務委託の予算検証担当者として、政府機関又は人口20万人以上の地方公共団体において、(6)①の業務に従事した経験を通算で3回以上有する者を従事させられること。
- (9) 本業務委託の情報セキュリティ強化担当者として、政府機関又は人口20万人以上の地方公共団体において、(6)②の業務に従事した経験を有する者を従事させられること。
- (10) 本市の情報システムに関し、設計、開発(改修及び再構築を含む。)又は運用保守に携わっていないこと。ただし、設計、開発又は運用保守の前段階で実施する調査業務やコンサルティング業務の本市における実績は、この限りではない。

¹ 内閣官房ホームページの行政機構図(2024. 8現在)

(https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/satei_01_05.html)に記載されている機関とする。

² サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続・手順や、各種技術標準等に関する共通ルールや参考ドキュメントをまとめたもの。

³ 令和2年国勢調査による人口とする。

⁴ 個別システム導入に係るコンサルティング業務の一環としての予算要求の検証は含まず、別紙1の4(1)と類似したものを指す。なお、規模の大小は問わない。